

名古屋市教育委員会定例会

平成23年3月22日

午後2時00分

教育委員会室

議 案

- 第19号議案 名古屋市学校事務支援センター規則案
- 第20号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案
- 第21号議案 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則案
- 第22号議案 名古屋市野外教育センター処務規則等の一部を改正する規則案
- 第23号議案 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案
- 第24号議案 名古屋市美術館処務規則の一部を改正する規則案
- 第25号議案 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案
- 第26号議案 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案
- 第27号議案 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案
- 第28号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案
- 第29号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
- 第30号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案
- 第31号議案 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案
- 第32号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案
- 第33号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
- 第34号議案 平成23年度暫定予算について
- 第35号議案 事務局人事について
- 第36号議案 教職員人事について

出席者

坂 井 克 彦 委員長
三 林 久 美 委 員
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員27名

(坂井委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件といたしまして、第19号議案から第35号議案までの17件を告示しておりましたが、急遽、「平成23年度暫定予算について」を第34号議案として追加し、「事務局人事について」を第35号議案、「教職員人事について」を第36号議案として審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事運営についてお諮りいたします

第34号議案から第36号議案までの3件は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、第34号議案は議会に上程するまでの間に限り非公開、第35号議案及び第36号議案につきましては非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議事進行についてお諮りいたします。

第19号議案及び第20号議案は学校事務支援センターに関する議案として、第21号議案から第26号議案までの6件は処務規則に関する議案として、第28号議案から第30号議案は学校（園）の定員に関する議案として、第31号議案及び第32号議案は事業に関する規則改正として、それぞれ一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第19号議案「名古屋市学校事務支援センター規則案」及び第20号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

それでは、第19号議案「名古屋市学校事務支援センター規則案」及び第20号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案」については、学校事務支援センターに関する議案ですので、一括してご説明いたします。

まず、第19号議案をご覧ください。

学校事務支援センターは、昨年度判明した「不適正な経理処理」の再発防止策の一環として、平成23年度から新設するもので、各学校で行っております経理事務の集約化や事務職員への指導・助言などを行ってまいります。場所は中区の丸の内中学校の敷地の一部を使用して開設し、総務部の所管となります。

職員組織につきましては、専任として所長1、主査1、主事1の職員をおくほか、学事課学校財務係長及び教職員課管理係長が学校事務支援センターの主査を兼務いたします。さらに、その体制に丸の内中学校に配属されている3人の学校事務職員も加わり、共同して事務をすすめてまいります。

所管事務の主な内容といたしましては、学校事務のマニュアルづくりや指導を行うほか、事務用品やパソコンなどの発注や支払いに係る事務を学校事務支援センターで集約して行います。

また、小学校及び中学校間の連携につきましては、現在すでに小中学校を55のブロックに編成し、経理関係書類の相互点検や情報交換を行い、単純ミスの防止や事務の適正化に取り組んでいるところでありますが、今後は学校事務支援センターが、連携事務に係る情報の収集や提供を行い、現場の実態を踏まえた支援を行ってまいります。

次に、第20号議案でございますが、議案をご覧ください。

この規則改正は、学校事務支援センターが設置されることに伴い、総務部学事課及び学校教育部教職員課の分掌事務並びに学校教育部の学校運営システム改革担当主幹の分担事項に、学校事務支援センターに関することを加えるものです。

説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。

ただいま2つの議案につきまして説明がございましたが、ご質問はございますでしょうか。

(坂井委員長)

特にご意見もないようですので、第19号議案及び第20号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第21号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則案」から第26号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案」の6件を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

それでは、第21号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則案」から第26号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案」は処務規則関係でございますので、一括してご説明いたします。

参考資料の4ページをご覧ください。

これらの規則案の共通の改正内容となっております「勤務時間の特例等」について、まず改正理由からご説明いたします。

現在、職員の勤務時間は、1日7時間45分とし、休憩時間は45分と条例及び規則で定められております。たとえば、本庁の職員であります8時45分から17時15分までが勤務時間で、12時から12時45分までが休憩時間となっております。ただし、時間外勤務を行う場合は、勤務時間が8時間を超えることとなるため、労働基準法の定めにより、1時間の休憩をとる必要が生じてまいります。

しかし、勤務時間の終了後、継続して超過勤務を行った場合、15分間の休憩時間を確保しにくい状況があることから、平成23年度から勤務の始業時間を15分早めるか、終業時間を15分遅らせるかによって、1時間の休憩時間を確保しようとするものであります。

この場合、「特例の適用について」にまとめておりますが、本庁勤務者などは、終業時間を15分遅らせる、また図書館など多くの公所勤務者は、始業時間が15分早くなります。

このように特例を適用する場合、勤務時間の割振りは任命権者が定めるものとされておりますので、教育長及び事務局職員や公所の職員について、それぞれ教育委員会の規則で定めるものでございます。

なお、学校の勤務する職員などは、県費負担教職員と合わせるため、変更はいたしません。また、子の養育等の必要がある職員についても勤務時間の延長を行いません。

参考資料の5ページをお願いいたします。

ここに、各公所ごとの勤務時間の割振りを表にまとめさせていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

次に規則改正案のうち、勤務時間以外の改正内容についてご説明いたします。

参考資料の2ページをお願いいたします。

はじめに、第23号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

この規則改正の内容は、図書館の管理運営体制の見直し及び千種図書館・瑞穂図書館の移転改築事業を進めていくための企画を担当する主幹と主査を設置するものでございます。なお、主査については現在の施設担当を企画担当に巻き替えるものでございます。

次に、第24号議案「名古屋市美術館処務規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

この規則改正の内容は、市美術館が本市の文化芸術活動の発展に寄与する美術関係団体を継続的に支援するため、総務課庶務係の分掌事務に美術関係団体に関するものを加えるものでございます。

次に、第25号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

この規則改正の内容は、科学館の組織及び分掌事務を改めるものでございます。新館が3月19日に開館したことに伴い、新館整備担当の主幹及び主査を廃止するとともに、魅力ある講座や展示に係る普及活動を強化し、一新された展示室の運営体制を強化するために、普及担当主査を設置するものでございます。さらに、財団法人中部科学技術センターとの業務委託の廃止に伴い、総務課庶務係の分掌事務から同財団との連絡及び事務の調整に関するものを削るものであります。

次に、第26号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

この規則改正の内容は、免許状更新講習について、市立大学と連携して実施している状況を踏まえ、大学との組織的な連携・協働に実績がある研究調査部で実施したほうが適当であるため、その分掌事務を研修部から研究調査部に移すものでございます。説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。第21号議案から第26号議案まで説明が終わりました。休憩時間の話と組織を若干変えるという話です。ご質問やご意見はございますか。

(三林委員)

45分の休憩を1時間にするという理由はよくわかるのですが、今までも不都合があったのではないかと思います。なぜこのタイミングなのかということをお教えください。

(太田総務課長)

従来から超過勤務を行うと8時間を超えることになりますので、我々で言いますと17時15分から17時半まで休憩をとって、その後、超過勤務を行うということではありましたが、今年度調査を行い、実態として忙しい中で休憩をとることが難しいという状況がわかってまいりましたので、その結果を踏まえて変更するものです。

(坂井委員長)

残業が増えたからという意味ではないのですか。

(太田総務課長)

元々は12時から45分の休憩時間と15分の休息時間ということで、1時までの昼休みでしたが、2年ほど前に休息時間がなくなり、休憩時間の45分のみとなりました。そのため超過勤務を行う場合にどこかで15分間の休息時間を設ける必要が生じ、17時15分から15分間を休息時間としておりましたが、調査の結果、なかなか取りづらいということでしたので、改正を考えております。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第21号議案から第26号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第27号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

それでは、第27号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

議案をご覧ください。この改正内容は、2点ございます。

1点目は、市長の事務部局と同時に行うものでありますが、学校の給食調理員について、新たに「調理員」という補職名を設置するものでございます。これまでは「炊事」を行うものとして「業務士」という職名で整理されておりましたが、実態をより的確に反映した表現に改めるものでございます。

2点目は、科学館電話交換業務の嘱託化並びに学校整備課での運転業務の嘱託化、さらに稲武野外教育センター運転士の見直しに伴い、交換士及び運転士を廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

第27号議案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(永井委員)

意味は分かるのですが、この時期に調理員という補職名を設置するのは給与体系などが関係するからですか。

(太田総務課長)

給与体系は変わりませんが、以前からこの「炊事」という言葉があまりにも給食調理業務という実態に合わないという指摘がありましたので、市長部局と同時に改正するものです。

(古川委員)

給与体系が変わらないということですので、業務士の業務の中に「調理」という言葉を入れる案はなかったのですか。

(太田総務課長)

確かにそういう考え方もありましたが、業務士というと給食調理を連想しにくいということもありますので、独立して設置するものです。

(坂井委員長)

実際に調理をしている方から変えてくださいという話が出たのですか。

(太田総務課長)

職員団体から強い要望がありました。

(坂井委員長)

職名と補職名はどのような違いがあるのですか。

(太田総務課長)

職名というのは上位の概念であり、事務職員や技術職員、教育委員会の場合は指導主事というものもありますが、それらがさらに細分化されて、この場合で言いますと技術職員という職名がありまして、補職名が業務士ということになります。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第27号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第28号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」から第30号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」の3件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第28号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」から第30号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」までは、学校に係る改正ですので、一括してご説明いたします。

参考資料の3ページをご覧ください。

最初に、第28号議案であります。この改正内容は、名東高等学校の生徒定員について、英語科を1学級40名の減員をし、国際英語科を1学級40名の増員をするものでございます。

名東高等学校では、平成22年度から国際英語科を設置しておりますが、現在の英語科の生徒は英語科のまま卒業していくため、英語科は毎年1学級減少していき、かわりに国際英語科が毎年1学級増加していくものでございます。

次に、第29号議案でございます。主な改正内容は、2点でございます。

1点目は、守山養護学校の高等部に産業科を設置し、本市における軽度の知的障害の生徒のための職業教育を一層充実していくものでございます。

2点目は、特別支援学校各校における学級数の変動に伴い、生徒の定員を変更するものでございます。

最後に第30号議案でございます。この規則改正は、2点でございます。

1点目は、守山区の二城幼稚園について、近年の地域の状況等から定員の増員が必要であることから、園児定員を160名から165名に増員するものでございます。

2点目は、西区の平田幼稚園を廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。以上3件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(永井委員)

第29号議案の守山養護学校の産業科について、27名という枠ですが、予想として希望する名古屋市内の軽度知的障害の子ども達がほぼ入学できる見込みですか。

(吉田主幹(特別支援教育))

3クラス9名ずつで27名という定員ですが、昨年度までの春日井や豊田などの高等養護学校への希望者数をベースに検討して決めさせていただきました。

(坂井委員長)

二城幼稚園というのは、幼稚園へ子どもを通わせる家庭の人数が増えているということですか。

(朝倉主幹(高等学校・幼稚園教育))

二城幼稚園は守山区にございますが、希望者が大変多いということで、このように増員させていただきました。

(坂井委員長)

大変多くても5人でいいのですか。

(朝倉主幹(高等学校・幼稚園教育))

周りの幼稚園や保育園との関係もあり、3歳児ということでございますので、1名の教員が指導できる人数ということも勘案して25名とさせていただきました。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第28号議案から第30号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第31号議案「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案」及び第32号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第31号議案「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案」及び第32号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」について一括してご説明いたします。

まず、第31号議案でございますが、この規則改正は、蓬左文庫に関わるものでございますけれども、蓬左文庫の展示会場への入場は、徳川美術館と併せて入場する場合、観覧料が減額されますが、徳川美術館を運営する「財団法人徳川黎明会」が、「公益財団法人徳川黎明会」に移行することから名称を改めるものでございます。

続いて、第32号議案ですが、この規則改正は2点ございます。

1点目は、鶴舞中央図書館の点字文庫を利用できる者について、これまでの「主に視覚障害者」から「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に改めるものでございます。

これは、障害者の情報格差拡大を是正するなどの理由により、著作権法が改正されたことに伴い、例えば発達障害者の情報利用の機会を確保するものでございます。

2点目は、点字文庫に属する資料の例示であります「録音テープ」を「録音図書」に改めるものでございます。視覚障害のある利用者への情報提供を目的として製作された録音物はカセットテープだけでなく、コンパクトディスクや電子ファイル等もあることによるものでございます。

説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。

(永井委員)

第32号議案ですが、録音図書を借りる場合は病名が分かる書類を提出する必要はありますか。

(藤田鶴舞中央図書館長)

障害者の方は障害者手帳が発行されておりますし、医療機関が発行する証明書でも可能です。そういったものがない方は図書館で個別に判断するということになるかと思います。

(永井委員)

なるべく診断書などがあった方がスムーズということですね。

(藤田鶴舞中央図書館長)

そういった証明があればスムーズにお貸しすることができます。

(古川委員)

第32号議案について、視覚障害とは直接関係ありませんが、市全体で「録音テープ」を「録音図書」に改めるという動きはあるのですか。例えば教育委員会でも風習的に使っていることがいっぱいあると思うので、一緒に直そうということは考えないのですか。

(太田総務課長)

今回の規則改正は図書館の録音テープだけですが、確かに図書館以外にも録音テープがあると思いますが、全市的に動きがあるという話はありません。

(古川委員)

例えば録音テープ持ち込み禁止ということがありますが、今、録音テープを持ち込む人なんかいないわけですよ。そういった疑問を考えないのかなというふうに思うのですが。

それから、徳川園の方ですが、今は蓬左文庫と別々に料金が取られると思いますが、これを改めることによって料金を一本にするということですか。もう一つ、財団法人と公益財団法人の違いを教えてください。

(水谷博物館副館長)

現在料金につきましては、徳川美術館と蓬左文庫を併せてご覧いただく料金と、蓬左文庫を単独でご覧いただく場合があります。今回は、共通で料金をいただく場合の減免措置についての改正でございます。

あと、実際にどういう違いがあるかということですが、公益法人を見直す動きの中で、2006年に公益法人に関する法案が3つできました。その中で、今までですと公益法人と財団法人と社団法人は税制上の優遇措置が法人格を持てば自動的に与えられるということになっておりましたが、そういった公益選定を厳密に審査しようということで、まず認定を民間の方も入れて公益性を審査するということを行うこととなりました。この認定制度を利用して登録しないと、今まで受けていた税制上の優遇措置が得られなくなりますので、そういった点で徳川黎明会様は公益財団法人の法人格をとられました。

(古川委員)

正式に公益性が認められたということですね。

(水谷博物館副館長)

認定はされておりますので、あとは登録手続きをとるだけです。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第31号議案及び第32号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第33号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第33号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」をご説明いたします。

予算執行に関する権限は、本来市長の権限に属しておりますが、教育委員会関係の予算執行については、教育長が補助執行することとなっております。

しかし、平成23年度から財政局に債権回収室が新設されることに伴い、これまで学事課で行っておりました高等学校奨学金の滞納整理債権回収事務が移管されます。したがって、今回の協議はこの部分の補助執行を解くものでございます。

説明は、以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。ご質問はございますか。

債権回収室というのは全庁的な債権回収業務を行うのですか。

(太田総務課長)

そのとおりです。

(坂井委員長)

教育委員会に関するものは高校の奨学金だけですか。他にはないのですか。

(太田総務課長)

奨学金制度も今は廃止されておりますが、以前制度があった時の債権を回収していると

いうこととございます。今回、債権回収室に持っていくのは10万円以上のもので、10万円以下のものは引き続き学事課で事務を行います。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第33号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第34号議案から第36号議案までは非公開となります。

第34号議案から第36号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時29分閉会

名古屋市教育委員会定例会

平成 23 年 3 月 22 日
午後 2 時 00 分
教育委員会室

議 案

- 第34号議案 平成23年度暫定予算について
第35号議案 事務局人事について
第36号議案 教職員人事について

出席者

坂 井 克 彦 委員長
三 林 久 美 委 員
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
伊 藤 彰 教育長
教育次長始め、事務局職員 27 名

(坂井委員長)

それでは、第 34 号議案「平成 23 年度暫定予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(勝間企画経理課長)

第 34 号議案「平成 23 年度暫定予算について」説明させていただきます。

平成 23 年度予算につきましては、市議会の開会から年度開始までの期間が大変短く、十分に審議時間が確保できないことから、年度開始までの議決が困難であるため、政策的な判断を必要とする事業については、原則計上せず、義務的・経常的な経費を中心とした 4 月の 1 ヶ月間にかかる暫定予算を提出することとなりました。

この暫定予算のうち、教育に関する事務にかかる部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出させていただくものです。

それでは、1 ページをご覧ください。当初予算額に対する暫定予算額についてでございます。当初予算額 668 億 2800 万円余に対しまして、暫定予算額は 94 億 4,600 万円余で、当初予算額に対する割合は 14.1%となっております。

2 暫定予算の基本的な考え方でございますが、期間としては4月の1ヶ月間を予定しておりますので、暫定予算では、原則として当初予算の12分の1を計上することとなります。

ただし、その例外といたしまして、前年度までに議決をいただいております債務負担行為にかかる建設事業等の予算に関しましては、12分の1ではなく、予算全額を暫定予算に計上しております。

一方で、臨時政策経費や拡充事項につきましては、計上を見送っておりますが、これらのうちでも継続的な事業や、嘱託員等人員の配置が必要となる事業につきましては、その必要額を計上いたしました。

また、大規模な工事等の投資的経費も原則として計上を見送っておりますが、学校の増築等で、工事が終わらないと学校の運営に支障をきたすなど明らかな理由があるものにつきましては必要額を計上いたしております。

その他、契約等の必要に応じ、必要額を計上したものがあ一方、暫定予算の期間中に予算執行の必要がないものにつきましては計上を見送っております。

なお、歳入につきましても、原則として歳出に相当する金額を計上しております。

2ページをお願いいたします。

暫定予算の科目別の必要額と、当初予算額に対する暫定予算額の占める割合、及びその説明でございます。12分の1を割合にいたしますと約8.3%となりますが、それより割合が低い場合は主に未計上となったものにつきまして、割合が高い場合につきましては、原則に関わらず計上したものを掲げております。

「第1項教育総務費」のうち「第1目教育委員会費」でございます。当初予算額のほぼ12分の1の額を計上しております。

「第2目事務局費」では、教育長以下の事務局職員の人件費のうち、期末勤勉手当につきましては4月中に支出が見込まれませんので、計上を見送っております。

「第3目教育指導費」では、臨時政策経費である「学校現場における外部人材の活用」など新規事業の計上を見送りました。一方で、新規拡充事業でも、学習支援講師など人員の配置が見込まれる事業につきましては、原則に関わらず必要額を計上しております。

「第4目学校保健体育費」では、児童生徒の健康診断にかかる経費等につきましては、4月に全体の契約事務が発生することから、当初予算額と同額を計上しております。

一方で、新規事業である「体力向上の推進」に係る経費は計上を見送りました。

「第5目教育奨励費」は、要保護・準要保護児童生徒に対する就学奨励などに要する経費でございますが、4月には就学奨励費の支出が見込まれないことから、その計上を全額見送ることとしました。

「第6目教育センター費」では、初任者研修事業費について、原則に関わらず必要額を計上しております。

「第7目野外教育センター費」では、4月に年間分を前払いする維持管理経費等について、当初予算額と同額を計上いたしました。

次は、「第2項小学校費」「第1目学校管理費」でございます。4月から契約事務を進めないと、対応が間に合わなくなる地上デジタル放送受信障害対応予算につきまして

は、当初予算額と同額を計上いたしました。

「第 2 目学校整備費」では、下志段味小学校の建設につきまして、既に債務負担行為を議決いただいておりますので、当初予算額と同額を計上いたしました。

「第 3 項中学校費」「第 1 目学校管理費」では、小学校と同じく地上デジタル放送受信障害対応予算について、当初予算額と同額を計上することといたしました。

「第 2 目学校整備費」でございますが、神丘中学校改築費は債務負担行為の議決をいただいております、当初予算額と同額を計上するなどいたしました。

3 ページにまいりまして、「第 4 項高等学校費」「第 1 目学校管理費」では、教職員の期末勤勉手当の計上を見送るなどしております。

「第 5 項第 1 目幼稚園費」でございますが、芝生の植え付けの時期の関係から園庭の芝生化については、当初予算と同額を計上するなどいたしました。

「第 6 項特別支援学校費」の「第 1 目学校管理費」では、職員の期末勤勉手当の計上を見送るなどいたしました。

「第 8 項第 1 目私学振興費」では、暫定予算の期間中に私立幼稚園授業料補助の支出が見込まれないことから計上を見送っており、事務費のみの計上となっております。

「第 9 項生涯学習費」「第 1 目生涯学習推進費」では、職員の期末勤勉手当の計上を見送ったほか、新規事業である「あいさつ活動の推進」の予算も未計上としております。

「第 2 目生涯学習施設費」、「第 3 目図書館費」につきましては、いずれも維持管理経費のうち年間前払い分は当初予算額と同額を計上しております。

「第 4 目博物館費」では、特別展共催負担金について必要額を計上いたしました。

「第 5 目科学館費」では、企画展の開催経費について当初予算額と同額を計上いたしました。

「第 6 目美術館費」では、特別展共催負担金について必要額を計上いたしました。

「第 7 目生涯学習施設整備費」では、科学館屋外展示等の整備費が債務負担行為であるため、当初予算額と同額を計上いたしました。

「第 10 項第 1 目体育振興費」でも、守山スポーツセンターの整備・運営費が債務負担行為であるため、当初予算額と同額を計上いたしました。

この暫定予算につきましては、当初予算が成立した時点で、その効力を失い、暫定予算に基づく支出または債務の負担がある場合には、その支出等は当初予算に基づく支出等とみなすことになります。

以上、簡単ではございますが、暫定予算の説明を終わります。

(坂井委員長)

説明が完了しましたので、質問やご意見がありましたらお願いします。

(野田委員)

確認ですが、3 の教育指導費の中の計上を見送ったもの、先ほどご説明のありました外部人材のことですけれども、新規だから見送ったということですが、そうなりますと途中から外部人材が学校現場に入る可能性が出てくるとおもいますが、4 月当初からならまだいいと思いますが、途中からだると余計に学校現場が混乱するのではないかと思います、そ

の点はいかがでしょうか。

（勝間企画経理課長）

暫定予算ということで、臨時的政策的な経費は4月議会でしっかりと議論していただき、3月31日までに議決を経なければならないものについて計上したという考え方でございます。市長のマニフェスト事項でもありますので、そういったものはしっかりと議論していただき、委員ご指摘のような学校現場での混乱につきましては、継続事業ではありませんので、2学期からなどの対応はできるのではないかと考えております。まずは原則に従って、新規事業については計上を見送ったところでございます。

（野田委員）

途中から入る可能性が大だということですね。

（安保指導室長）

計画につきましては、募集を行って、その後マッチングを図り、研修を行って、それから学校へということになりますので、十分な期間が必要だということで、当初から来年度につきましては9月から入れるようにということで検討しておるものでございます。先ほど説明がありましたように2学期からという途中にはなりますけれども、今回試行ということでそういった形で進めてまいりたいと考えております。

（野田委員）

わかりました。

（三林委員）

今のことと関連して、その他に計上を見送ったことによって不都合が生じるというようなことは何かありますでしょうか。

（勝間企画経理課長）

そういったことのないようにということで、割合が8.3%より高くなっております。先ほどご説明をさせていただきました2ページのところで、3の教育指導費は学校関係の経費が多く計上されておりますが、かっこ書きで「計上されているもの」というものがありますけれども、学習支援講師など時間数の拡充をしておりますが、拡充につきましては原則でいえば計上されませんが、人材確保の観点から4月当初からの導入が必要であろうというものがございますので、そういったものについては、拡充部分につきましても継続事業と合わせて12分の1を計上しております。その他、日本語指導が必要な児童・生徒の支援や外国語活動アシスタントの派遣を計上しておりますが、外国語活動アシスタントの派遣は新学習指導要領の改訂に伴い、小学校における外国語活動が年間10時間から35時間に増えますので、学校現場が困らないようにということで対応しております。

（坂井委員長）

発達障害対応支援員の派遣を見送ったというのは特に支障ないということですか。現場からぜひとも暫定予算に入れてほしいという話はなかったですか。

(吉田主幹(特別支援教育))

基本的には遅くてもいいということではないが、4月、5月は新しい学級がスタートし、学級担任と一人ひとりの子ども達が、まず信頼関係をつくって学級づくりをしていただく、そういう時期でもありますので、6月になってから支援員を派遣するということでも問題はないというふうに判断をしております。

(永井委員)

それはわかるんですが、例えば新1年生だとそういうこともありうると思いますが、普通は前の学年からある程度発達障害が診断されていて、どの程度大変かということは分かっているので、できれば最初から入れていただくとありがたいと思います。6月からでいいと言われるとそれはどうかなという気はいたしますが、どうでしょうか。

(吉田主幹(特別支援教育))

先ほど学級づくりのことをお話しいたしましたが、子ども達も替わる、担任も替わるということが1点。それからもう1つは、入札を行って業者が決まりましたら、新規事業のため様々な準備を行い、研修を行い、学校に集まっただいての説明会など、それらに1カ月程度は必要になるかと思います。そのようなことも踏まえて、時期的には6月頃を目途にしたいというふうに思っております。

(永井委員)

発達障害対応講師は4月からいらっしゃるのですか。

(吉田主幹(特別支援教育))

そうです。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第34号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第35号議案及び第36号議案は人事案件のため、会議録は別途作成。